

令和6年9月26日 木曜日 官報 (号外第224号) 10

政令第三百一号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令
内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号）附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生労働大臣臨時代理
内閣総理大臣 岸田 文雄

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和六年九月二十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第三百二号

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令の一部を改正する政令
内閣は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第二条第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生労働大臣臨時代理
内閣総理大臣 岸田 文雄

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令（平成四年政令第三百一号）の一部を次のように改正する。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和六年九月二十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第三百三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令
内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二号第八号を次のように改める。

八 削除

附則
この政令は、第一条第四号の規定に基づき、公布の日から施行する。

自衛隊法
御名

令和

政令第三百四号

自衛隊法
内閣は、自衛隊法を制定する。

別表第九中

に、五十四年

附則
この政令は

自衛隊法施

御名

令和

政令第三百五号

自衛隊法
内閣は、自衛隊法の給与等に関する一般職の職務の四号第一項、第一項及び第三項及び第三項イノペーシヨ定に基づき、

第一条 自衛隊法第五十三号